



KANAGAWA

第四期神奈川県医療費適正化計画 令和6(2024)年度～令和11(2029)年度 一部改定の概要

一部改定の趣旨

- ◆ 高齢者の医療の確保に関する法律第9条において、都道府県は、「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）に即して、6年ごとに、6年を1期として、都道府県医療費適正化計画を定めることとされています。
- ◆ 神奈川県では、令和5年7月20日告示の国基本方針に即して、令和6年3月に第四期神奈川県医療費適正化計画（令和6(2024)年度～令和11(2029)年度）を策定しました。
- ◆ 国基本方針において、「国は、今後、骨太方針2021の「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」という政府目標を、金額ベース等の観点を踏まえて見直す」としていましたが、**令和6年11月1日に国基本方針が一部改正され、後発医薬品の使用促進に関する新たな数値目標等が示されたことを踏まえ、計画の実効性を高めるため、第四期神奈川県医療費適正化計画の一部改定を行いました。**

一部改定の概要

- ◆ 国基本方針において新たに示された、後発医薬品の使用促進に関する数値目標（後発医薬品の金額シェア65%以上）、後発医薬品の使用促進による効果算定方法等に即して、次のとおり改定しました。

<第3章 医療費の見込みと計画の目標>

1 医療費の見込み

- 国基本方針において新たに示された、**後発医薬品の使用促進による効果額の推計方法に基づき医療費を算定し直し、推計額を更新しました。**
- 算定結果
 - ・ 令和11年度における後発医薬品の使用促進の効果額は、数量ベースより**金額ベースの方が大きく、改定前計画より42億円増加**しました。
 - ・ 医療費適正化の取組全体の効果額が250億円から292億円に増加したことにより、令和11年度における**県民医療費の見込みは、3兆5,192億円に減少**しました。（改定前計画より42億円減少）

2 計画の目標

- 国基本方針に即して、医療の効率的な提供の推進に関する目標のうち、**後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合に関する数値目標に、後発医薬品の金額シェア65%以上とする新たな目標を設定**しました。

医療の効率的な提供の推進に関する目標

目標項目	第四期目標
	後発医薬品の数量シェア80%以上
後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合の向上	後発医薬品の金額シェア65%以上
	バイオ後続品の数量シェア80%以上に置き換わった成分数の割合60%以上

<第5章 施策の展開>

2 医療の効率的な提供の推進のための取組

- 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に向けた取組のうち、**地域フォーミュラリ（※）の普及・推進を図る取組として、医薬品の使用状況に関するデータ分析・公表を行うことを追記**しました。

※地域フォーミュラリ

地域の医師、薬剤師などの医療従事者とその関係団体の協働により、有効性、安全性に加えて、経済性なども含めて総合的な観点から最適であると判断された医薬品が収録されている地域における医薬品集及びその使用方針